公告 第A119 号
令和8年11月10日

公　　告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長　黒木　和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6MCE12A01190	6MCZ1A20048 0001		NS-Z210030

品名　または　件名
倉庫監視装置据付役務
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST				0		

納地または工事場所	引渡場所
島松駐屯地	総－管－補　西尾曹長（５２８７）
搬入場所	納期または工期
補給部内倉庫	令和9年3月31日（水）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること、また建設業法「電気通信工事業」を有していること。
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊北海道補給処　調達会計部

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年12月1日（火）10時00分　北海道補給処調達会計部入札室

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
(1)　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
ウ　全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
エ　契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
オ　下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
カ　建設業法（昭和２４年法律第１０号）第３条に規定する「電気通信工事業」に係る建設業の許可を有し、同法第２７条の２３に基づく有効な経営事項審査を受けていること。
(2)　落札決定方法
ア　総額により決定する。
イ　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。
(3)　入札の無効
ア　注意事項第１項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ　入札に関する条件に違反した入札
ウ　入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
エ　入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
オ　電話、電報及びＦＡＸによる入札

カ　暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4)　契約書作成の要否

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

(5)　その他

ア　入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。

イ　郵便入札

(ｱ)　郵便による入札参加を推奨（感染症防止のため。）

(ｲ)　郵便入札の要領等

a　送付先

〒０６１－１３９３　恵庭市西島松３０８

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

b　送付期限

令和８年１１月３０日（月）１７時００分（必着）

ウ　送付要領

(ｱ)　入札書は件名「倉庫監視装置据付役務入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

(ｲ)　上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。

エ　到着の確認

郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

(6)　再度入札

ア　郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ　郵便による入札者がいる場合

(ｱ)　再度入札の実施日時

令和８年１２月３日（木）１４時００分

(ｲ)　郵便入札の要領

a　送付期限

令和８年１２月３日（木）１３時００分（必着）

b　その他の要領

初度の入札と同様とする。

(7)　提出書類

ア　資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（ＦＡＸ可）

イ　代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。

ウ　契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に受け負わせようとする場合は、「再委託承認申請書」を提出する。

なお、「再委託承認申請書」には再委託者の連絡先及び担当者名を記載する。

(8)　再委託者の確認

契約担当官は、再委託承認申請の承認に当たって、「再委託承認申請書」に記載された再委託者に電話等により確認する。確認ができなかった場合は、再委託を承認しない。

(9)　入札に関する問合わせ先

ア　仕様書に関する事項

〒０６１－１３９３　恵庭市西島松３０８

陸上自衛隊北海道補給処補給部管理課（担当：沼田）

電　話　０１２３－３６－８６１１（内線５９１４）

イ　入札及び契約等に関する事項

〒０６１－１３９３　恵庭市西島松３０８

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：安達）

電　話　０１２３－３６－８６１１（内線５８８６）

ＦＡＸ　０１２３－３６－８７１９（直通）

(10)　公告掲示場所

ア　掲示板

(ｱ)　島松駐屯地

(ｲ)　恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ　北海道補給処ホームページ

http//www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html

(11)　公告掲示期間

令和８年１１月１０日～令和８年１２月１日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

1　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3　原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く

ア　　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求番号： ６ＭＣＺ１Ａ２００４８

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
倉庫監視装置据付役務		ＮＳ－Ｚ２１００３０	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	令和　８年１０月２６日
		変　更	令和　年　月　日
		作成部隊等名	北海道補給処　総務部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊北海道補給処において倉庫監視などに使用する，倉庫監視装置据付役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１　陸上自衛隊電子機器共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b)　**ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスクに対する対応**

ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスクに対する対応は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９による。適用しない場合及びその他必要な場合は，調達要領指定書によって指定する。

2　製品に関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a)　本役務は，北海道補給処の２７号隊舎内（以下，“３２号倉庫”，“３３号倉庫”，“３４号倉庫”，“３５号倉庫”という），１１５号隊舎（以下，“１１号倉庫”という。）３０号隊舎（以下，“１２号倉庫”という。）２９号隊舎（以下，“２１号倉庫”という。），２８号隊舎（以下，“２２号倉庫”という。），６６号隊舎（以下，“３１号倉庫”という。）に設置するものとする。

b)　有線接続し，３２号倉庫，３３号倉庫，３４号倉庫は櫛形倉庫（第２保管班事務室），３５号倉庫は櫛形倉庫（第２回収班事務室），１１号倉庫及び３１号倉庫は３１号倉庫事務室，１２号倉庫及び２１号倉庫は２１号倉庫事務室，２２号倉庫は２２号倉庫事務室で全体監視ができるものとする。

c)　各倉庫の監視映像を管理端末部にて２４時間以上の連続監視ができ，１４日以上の録画ができるものとする。

d)　各倉庫の既設置機器に影響を及ぼさずに設置可能であるものとする。

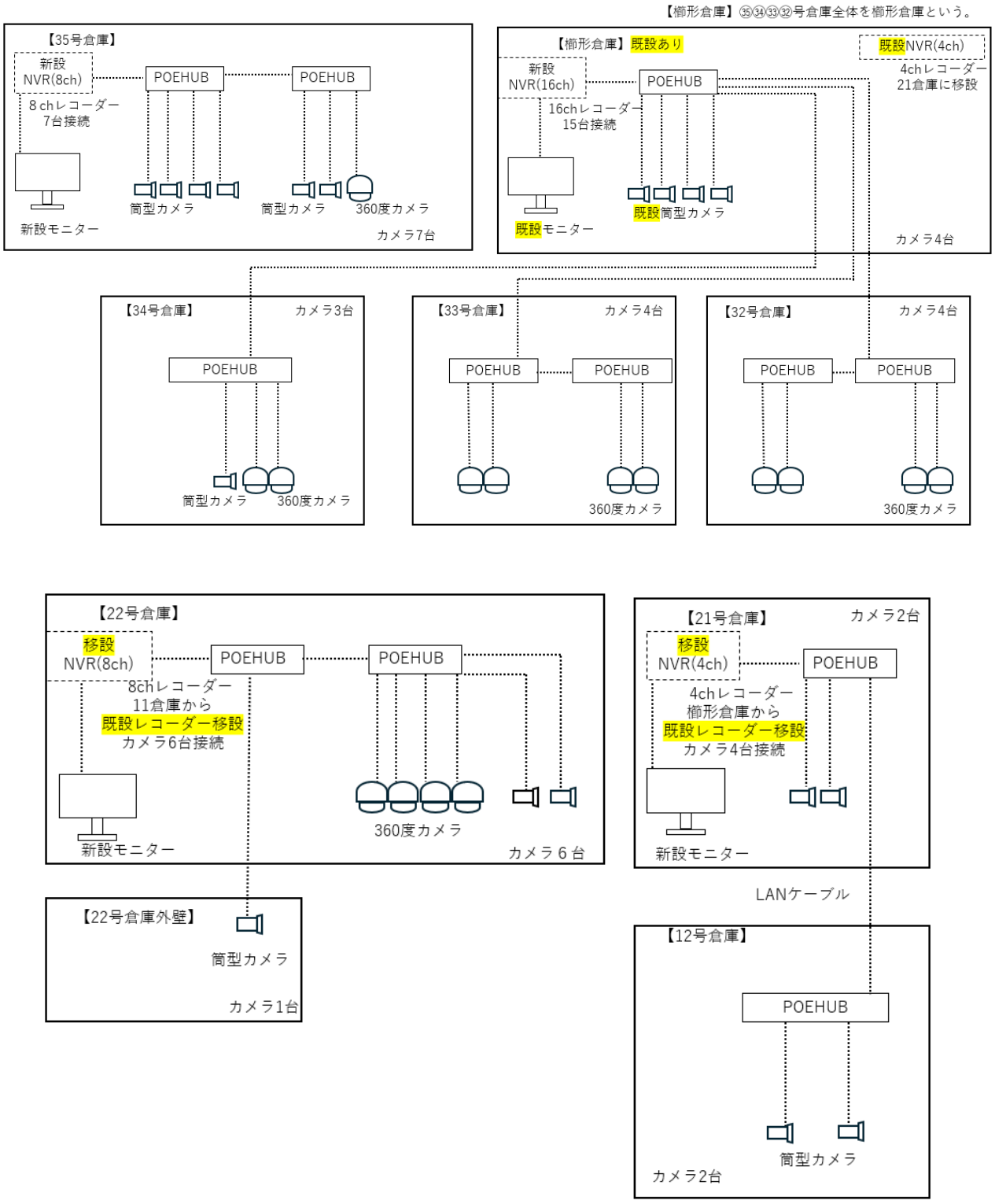
e)　各レコーダー及び各中継器を収納する箱は、壁掛け可能な鋼板製で施錠できる構造とする。

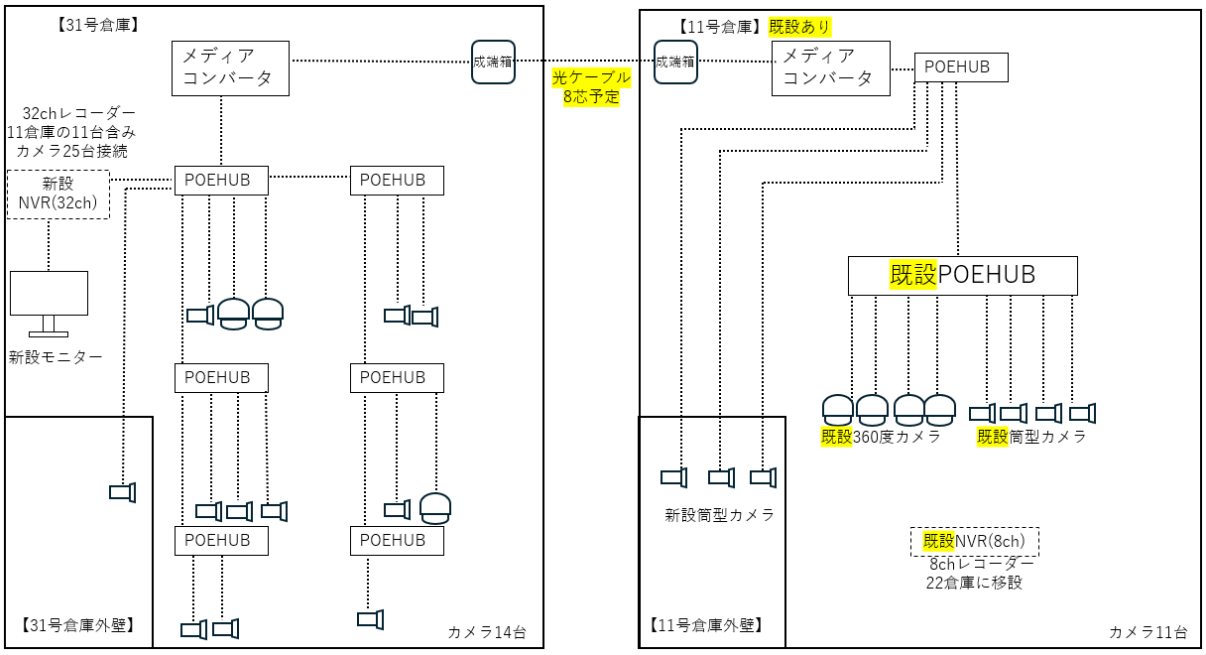
f)　中継器の設置位置については、現地調査するものとする

2.2　構成

構成は，**表1**による。

表1－構成





2.3　機能・性能

各器材の機能及び性能は，次による。

a)　**３５号倉庫**　カメラは，２４時間以上の連続撮影が可能とし，昼間はカラー映像，夜間は白黒映像を自動で切替える電子感度アップのほか，次による。

1)　**機能**

1.1)　最低照度（白黒）０ＬＵＸ（IRLED点灯時）、外気温-20℃以下の環境下でも撮影できるものとする。

1.2)　別図１に示す区域を連続撮影できるものとする。

1.3)　別図１に示す出入口は，人及び人の所持物などの特徴が，判別できるものとする。

1.4)　設置場所は屋内であるが、倉庫での運用から屋外用の機器とする。

2)　**性能**　カメラは筒形型カメラ及び３６０度カメラを設置するものとし，性能は次による。

2.1)　筒形型カメラは倉庫内夜間の監視が可能なIR-LED等照明を装備し、50m先の人物等を確認できるものとする。

2.2)　３６０度カメラは1台のカメラで360°全方位を撮影できるものとする。また、倉庫内夜間の監視が可能なIR-LED等照明を装備し、夜間においては、3m程度の高さにて10m先の人物等を確認できるものとする。

2.3)　解像度は，有効画素数が４００万画素以上とする。

b)　**３５号倉庫　レコーダー**

1)　**機能**

1.1)　３５号倉庫に設置したカメラからの映像をハードディスクレコーダーに録画するとともに，映像表示部に監視映像を表示できるものとする。

1.2)　１画面又は分割画面などの制御が可能なものとする。

1.3)　録画動作中でも録画した映像を再生できるものとする。

1.4)　ＰＣを使用することなく，カメラにログインしてカメラ設定が行えるものとする。

2)　**性能**

2.1)　カメラ入力は，３５号倉庫のカメラ数を接続できる系統以上とする。

2.2)　ＨＤＤ容量は，４ＴＢ以上とする。

2.3) 無線方式の機能は有していないものとする。

c) **３５号倉庫　モニター**

1) 液晶表示は，２１型以上の液晶モニターとする。

2) 解像度は，１９２０ｄｐｉ×１０８０ｄｐｉ以上とする。

3) 内蔵ハードディスクを有いないものとする。

d) **３５号倉庫　カメラ中継盤**

1) **機能**

1.1) カメラ中継盤は、ハブ、PoEハブ、カメラ電源や録画装置を鋼鉄製の盤に収納し，鍵がかけられるものとする。

1.2) レコーダーから各カメラまでのケーブル距離が製品規格以上となる場合の電源・通信の補償を行う機器構成とする。

2) **性能**

2.1) カメラ入力は，各カメラのうち、ケーブル距離が製品規格以上となる機器が接続できる系統以上とする。

2.2) 倉庫内の外気温-30℃～+60℃を想定したヒーター、空冷機能を有とするものとする。

2.3) 有線での接続とし、無線方式の機能は有していないものとする。

2.4) 施錠可能で倉庫壁面に取付可能な構造とする。

2.5) 受電は商用電源とする。

e) **３２号倉庫・３３号倉庫・３４号倉庫**　カメラは，２４時間以上の連続撮影が可能とし，昼間はカラー映像，夜間は白黒映像を自動で切替える電子感度アップのほか，次による。

1) **機能**

1.1) 最低照度（白黒）０ＬＵＸ（IRLED点灯時）、外気温-20℃以下の環境下でも撮影できるものとする。

1.2) 別図１に示す区域を連続撮影できるものとする。

1.3) 別図１に示す出入口は，人及び人の所持物などの特徴が，判別できるものとする。

1.4) 設置場所は屋内であるが、倉庫での運用から屋外用の機器とする。

1.5) 出入口監視には、ラインクロスの監視を行う機能を有するカメラとする。

2) **性能**　カメラは３６０度カメラ及び筒形型カメラを設置するものとし，性能は次による。

2.1) 筒形型カメラは倉庫内夜間の監視が可能なIR-LED等照明を装備し、50m先の人物等を確認できるものとする。

2.2) ３６０度カメラは1台のカメラで360°全方位を撮影できるものとする。また、倉庫内夜間の監視が可能なIR-LED等照明を装備し、夜間においては、3m程度の高さにて10m先の人物等を確認できるものとする。

2.2) 解像度は，有効画素数が４００万画素以上とする。

f) **３２号倉庫・３３号倉庫・３４号倉庫　レコーダー**

1) **機能**

1.1) ３２号倉庫・３３号倉庫・３４号倉庫に設置したカメラからの映像をハードディスクレコーダーに録画するとともに，映像表示部に監視映像を表示できるものとする。

1.2) １画面又は分割画面などの制御が可能なものとする。

1.3 撮影動作中でも撮影した映像を再生できるものとする。

1.4) ＰＣを使用することなく，カメラにログインしてカメラ設定が行えるものとする。

2) **性能**

2.1) カメラ入力は，各カメラが接続できる系統以上とする。

2.2) ＨＤＤ容量は，８ＴＢ以上とする。

2.3) 無線方式の機能は有していないものとする。

g) **３２号倉庫・３３号倉庫・３４号倉庫　モニター**

1) 液晶表示は，２１型以上の液晶モニターとする。

2) 解像度は，１９２０ｄｐｉ×１０８０ｄｐｉ以上とする。

3) 内蔵ハードディスクを有していないものとする。

h) **３２号倉庫・３３号倉庫・３４号倉庫　カメラ中継盤**

1) **機能**

1.1) カメラ中継盤は、ハブ、PoEハブ、カメラ電源や録画装置を鋼鉄製の盤に収納し，鍵がかけられるものとする。

1.2) レコーダーから各カメラまでのケーブル距離が製品規格以上となる場合の電源・通信の補償を行う機器構成とする。

2) **性能**

2.1) カメラ入力は，各カメラのうち、ケーブル距離が製品規格以上となる機器が接続できる系統以上とする。

2.2) 倉庫内の外気温-30℃～+60℃を想定したヒーター、空冷機能を有とするものとする。

2.3) 有線での接続とし、無線方式の機能は有していないものとする。

2.4) 施錠可能で倉庫壁面に取付可能な構造とする。

2.5) 受電は商用電源とする。

i) **２２号倉庫**　カメラは，２４時間以上の連続撮影が可能とし，昼間はカラー映像，夜間は白黒映像を自動で切替える電子感度アップのほか，次による。

1) **機能**

1.1) 最低照度（白黒）０ＬＵＸ（IRLED点灯時）、外気温-20℃以下の環境下でも撮影できるものとする。

1.2) 別図１に示す区域を連続撮影できるものとする。

1.3) 別図１に示す出入口は，人及び人の所持物などの特徴が，判別できるものとする。

1.4) 設置場所は屋内・屋外があるが、すべて屋外用の機器とする。

1.5) 出入口監視には、ラインクロスの監視を行う機能を有するカメラとする。

2) **性能**　カメラは３６０度カメラ及び筒形型カメラを設置するものとし，性能は次による。

2.1) 筒形型カメラは倉庫内夜間の監視が可能なIR-LED等照明を装備し、50m先の人物等を確認できるものとする。

2.2) ３６０度カメラは1台のカメラで360°全方位を撮影できるものとする。また、倉庫内夜間の監視が可能なIR-LED等照明を装備し、夜間においては、3m程度の高さにて10m先の人物等を確認できるものとする。

2.2) 解像度は，有効画素数が４００万画素以上とする。

j) **２２号倉庫　レコーダー**

1) **機能**

1.1) ２２号倉庫に設置したカメラからの映像をハードディスクレコーダーに録画するとともに，映像表示部に監視映像を表示できるものとする。

1.2)　１画面又は分割画面などの制御が可能なものとする。

1.3　撮影動作中でも撮影した映像を再生できるものとする。

1.4)　ＰＣを使用することなく，カメラにログインしてカメラ設定が行えるものとする。

2)　**性能**

2.1)　カメラ入力は，各カメラが接続できる系統以上とする。

2.2)　ＨＤＤ容量は，４ＴＢ以上とする。

2.3)　無線方式の機能は有していないものとする。

k)　**２２号倉庫　モニター**

1)　液晶表示は，２１型以上の液晶モニターとする。

2)　解像度は，１９２０ｄｐｉ×１０８０ｄｐｉ以上とする。

3)　内蔵ハードディスクを有していないものとする。

l)　**２２号倉庫　カメラ中継盤**

1)　**機能**

1.1)　カメラ中継盤は、ハブ、PoEハブ、カメラ電源や録画装置を鋼鉄製の盤に収納し，鍵がかけられるものとする。

1.2)　レコーダーから各カメラまでのケーブル距離が製品規格以上となる場合の電源・通信の補償を行う機器構成とする。

2)　**性能**

2.1)　カメラ入力は，各カメラのうち、ケーブル距離が製品規格以上となる機器が接続できる系統以上とする。

2.2)　倉庫内の外気温-30℃～+60℃を想定したヒーター、空冷機能を有とするものとする。

2.3)　有線での接続とし、無線方式の機能は有していないものとする。

2.4)　施錠可能で倉庫壁面に取付可能な構造とする。

2.5)　受電は商用電源とする。

m)　**１２号倉庫・２１号倉庫**　カメラは，２４時間以上の連続撮影が可能とし，昼間はカラー映像，夜間は白黒映像を自動で切替える電子感度アップのほか，次による。

1)　**機能**

1.1)　最低照度（白黒）０ＬＵＸ（IRLED点灯時）、外気温-20℃以下の環境下でも撮影できるものとする。

1.2)　別図１に示す区域を連続撮影できるものとする。

1.3)　別図１に示す出入口は，人及び人の所持物などの特徴が，判別できるものとする。

1.4)　設置場所は屋内及び屋外があるが、すべて屋外用の機器とする。

1.5)　出入口監視には、ラインクロスの監視を行う機能を有するカメラとする。

2)　**性能**　カメラは筒形型カメラを設置するものとし，性能は次による。

2.1)　筒形型カメラは倉庫内夜間の監視が可能なIR-LED等照明を装備し、50m先の人物等を確認できるものとする。

2.2)　解像度は，有効画素数が４００万画素以上とする。

n)　**１２号倉庫・２１号倉庫　レコーダー**

1)　**機能**

1.1)　２１号倉庫に設置したカメラからの映像をハードディスクレコーダーに録画するとともに，１２号倉庫モニターに監視映像を表示できるものとする。

1.2)　１画面又は分割画面などの制御が可能なものとする。

1.3　撮影動作中でも撮影した映像を再生できるものとする。

1.4)　ＰＣを使用することなく，カメラにログインしてカメラ設定が行えるものとする。

2)　**性能**

2.1)　カメラ入力は，各カメラが接続できる系統以上とする。

2.2)　ＨＤＤ容量は，２ＴＢ以上とする。

2.3)　無線方式の機能は有していないものとする。

o)　**１２号倉庫・２１号倉庫　モニター**

1)　液晶表示は，２１型以上の液晶モニターとする。

2)　解像度は，１９２０ｄｐｉ×１０８０ｄｐｉ以上とする。

3)　内蔵ハードディスクを有していないものとする。

p)　**１２号倉庫・２１号倉庫　カメラ中継盤**

1)　**機能**

1.1)　カメラ中継盤は、ハブ、PoEハブ、カメラ電源や録画装置を鋼鉄製の盤に収納し，鍵がかけられるものとする。

1.2)　レコーダーから各カメラまでのケーブル距離が製品規格以上となる場合の電源・通信の補償を行う機器構成とする。

2)　**性能**

2.1)　カメラ入力は，各カメラのうち、ケーブル距離が製品規格以上となる機器が接続できる系統以上とする。

2.2)　倉庫内の外気温-30℃～+60℃を想定したヒーター、空冷機能を有とするものとする。

2.3)　有線での接続とし、無線方式の機能は有していないものとする。

2.4)　施錠可能で倉庫壁面に取付可能な構造とする。

2.5)　受電は商用電源とする。

i)　**３１号倉庫・１１号倉庫**　カメラは，２４時間以上の連続撮影が可能とし，昼間はカラー映像，夜間は白黒映像を自動で切替える電子感度アップのほか，次による。

1)　**機能**

1.1)　最低照度（白黒）０ＬＵＸ（IRLED点灯時）、外気温-20℃以下の環境下でも撮影できるものとする。

1.2)　別図１に示す区域を連続撮影できるものとする。

1.3)　別図１に示す出入口は，人及び人の所持物などの特徴が，判別できるものとする。

1.4)　設置場所は屋内及び屋外があるが、すべて屋外用の機器とする。

1.5)　出入口監視には、ラインクロスの監視を行う機能を有するカメラとする。

2)　**性能**　カメラは３６０度カメラ及び筒形型カメラを設置するものとし，性能は次による。

2.1)　筒形型カメラは倉庫内夜間の監視が可能なIR-LED等照明を装備し、50m先の人物等を確認できるものとする。

2.2)　３６０度カメラは1台のカメラで360°全方位を撮影できるものとする。また、倉庫内夜間の監視が可能なIR-LED等照明を装備し、夜間においては、3m程度の高さにて10m先の人物等を確認できるものとする。

2.2)　解像度は，有効画素数が４００万画素以上とする。

j)　**３１号倉庫・１１号倉庫　レコーダー**

1)　**機能**

1.1)　１１号倉庫及び３１号倉庫に設置したカメラからの映像をハードディスクレコーダーに録画するとともに，映像表示部に監視映像を表示できるものとする。

1.2)　１画面又は分割画面などの制御が可能なものとする。

1.3　撮影動作中でも撮影した映像を再生できるものとする。

1.4)　ＰＣを使用することなく，カメラにログインしてカメラ設定が行えるものとする。

2)　**性能**

2.1)　カメラ入力は，１１号倉庫及び３１号倉庫カメラが接続できる系統以上とする。

2.2)　ＨＤＤ容量は，１０ＴＢ以上とする。

2.3)　無線方式の機能は有していないものとする。

k)　**３１号倉庫・１１号倉庫　モニター**

1)　液晶表示は，２１型以上の液晶モニターとする。

2)　解像度は，１９２０ｄｐｉ×１０８０ｄｐｉ以上とする。

3)　内蔵ハードディスクを有していないものとする。

l)　**３１号倉庫・１１号倉庫　カメラ中継盤**

1)　**機能**

1.1)　カメラ中継盤は、ハブ、PoEハブ、カメラ電源や録画装置を鋼鉄製の盤に収納し，鍵がかけられるものとする。

1.2)　レコーダーから各カメラまでのケーブル距離が製品規格以上となる場合の電源・通信の補償を行う機器構成とする。

2)　**性能**

2.1)　カメラ入力は，各カメラのうち、ケーブル距離が製品規格以上となる機器が接続できる系統以上とする。

2.2)　倉庫内の外気温-30℃～+60℃を想定したヒーター、空冷機能を有とするものとする。

2.3)　有線での接続とし、無線方式の機能は有していないものとする。

2.4)　施錠可能で倉庫壁面に取付可能な構造とする。

2.5)　受電は商用電源とする。

3　品質保証

監督及び検査は，契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　附属品

附属品は，**表2**によるものとし，市販品の場合は，標準添付品を含むものとする。

表2－附属品

番号	品名	数量	備考
1	接続ケーブル	1式	
2	取扱説明書	1式	

4.2　承認用図面

承認用図面は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１（以下，“電子共仕”という。）の箇条４ による。ただし，市販品の場合は提出を省略することができる。

4.3　取扱説明書

取扱説明書は，電子共仕の4.1 a)による。

4.4　情報の保全

情報の保全は，次による。

a)　駐屯地の立入りに際しては，当該駐屯地所定の立入手続を行う。

b)　駐屯地の中で作業を行う場合は，駐屯地内での行動（入門手続き，火気の取扱い，作業用通行路など）は，当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して，作業地域以外への立入りを禁止する。

なお，やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には，所定の手続きを行う。

c)　契約の相手方は，本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに，それらの部外への利用，公表などを官側の許可なく行ってはならない。また，この契約終了後も同様とする。

d)　契約の相手方が第三者を従事させる場合は，所要の届出などを実施するものとする。

e)　契約内容を、第三者に請け負わせようとする場合は、「再委託承認申請書」（様式は、入札及び契約心得に掲載）を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

4.5　据付・調整

契約の相手方は，監督官の指示によって現地調査を実施し，工程表を含む機器据付け要領を記載した“据付け及び調整に関わる実施計画書”を作成して，北海道補給処総務部総務課補給班に提出し，承認を得た後これに基づき，据付け及び調整を行うものとする。

なお，据付け及び調整に関わる実施計画書は，次の内容を含むものとする。

作業時間は平日の０８３０～１７００までとし時間外作業は監督官と調整の上，官側の指示を受ける。

a)　**石綿建材に係る石綿使用の有無に関する事前調査**

解体等工事に係る事前調査説明書面を提出すると共に、契約の発注者側に説明を行うこと。

b)　**据付調整細部日程表**

据付調整細部日程表は，作業内容に基づく人員数，作業内容の細部及び契約物品の搬入計画を含むものとする。

c)　機材品目表

d)　機器配置図

d)　機器接続図

e)　機器据付けに伴う工事要領

f)　総合試験実施要領

4.6　官側の支援

契約の相手方は，据付け及び調整に当たって，官側の支援が必要な場合は，次の事項について監督官を経由し，官側の支援を受けることができる。

a)　現地における電力及び水の無償使用

b)　据付け及び調整に必要な関連機器などの保管

c)　据付け及び調整に関わる実施計画書の作成

d)　重機・屋内高所作業車の残置、充電に関わる支援

e)　その他官側が必要と認めた事項

4.7　提出書類

据付に伴う器材の納品書を北海道補給処総務部管理課補給班に提出する。

4.8　安全管理

a)　契約の相手方は，この契約の履行にあたり，安全の確保に万全を期すものとする。

b)　本役務が，原因となって発生した事故は、契約の相手方の責任とし，官側に損害を与えた場合は，直ちに現状に復旧するものとする。

4.9　仕様書に関する疑義

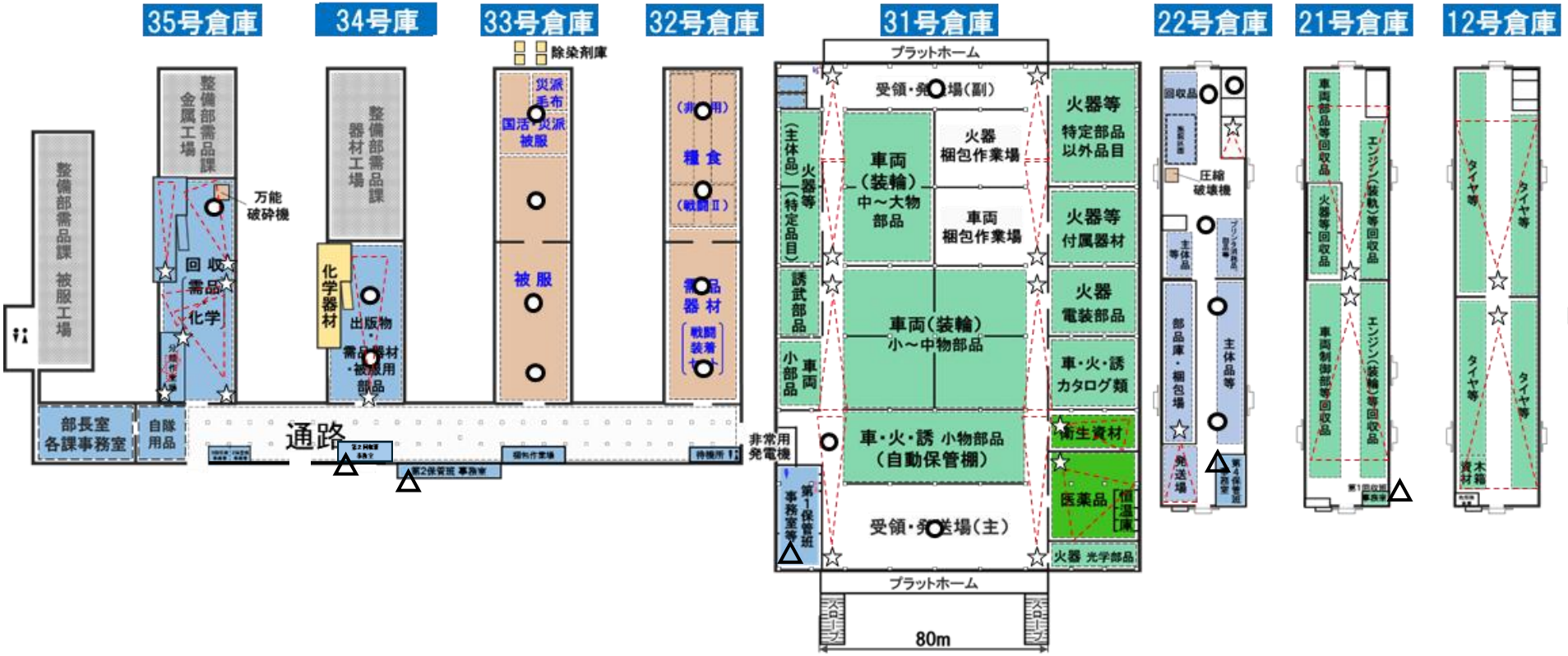
この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

4.10　産業廃棄物・石綿関連

本作業にて発生した石綿建材、産業廃棄物等は施工者側にて適正に処分を行うこと。

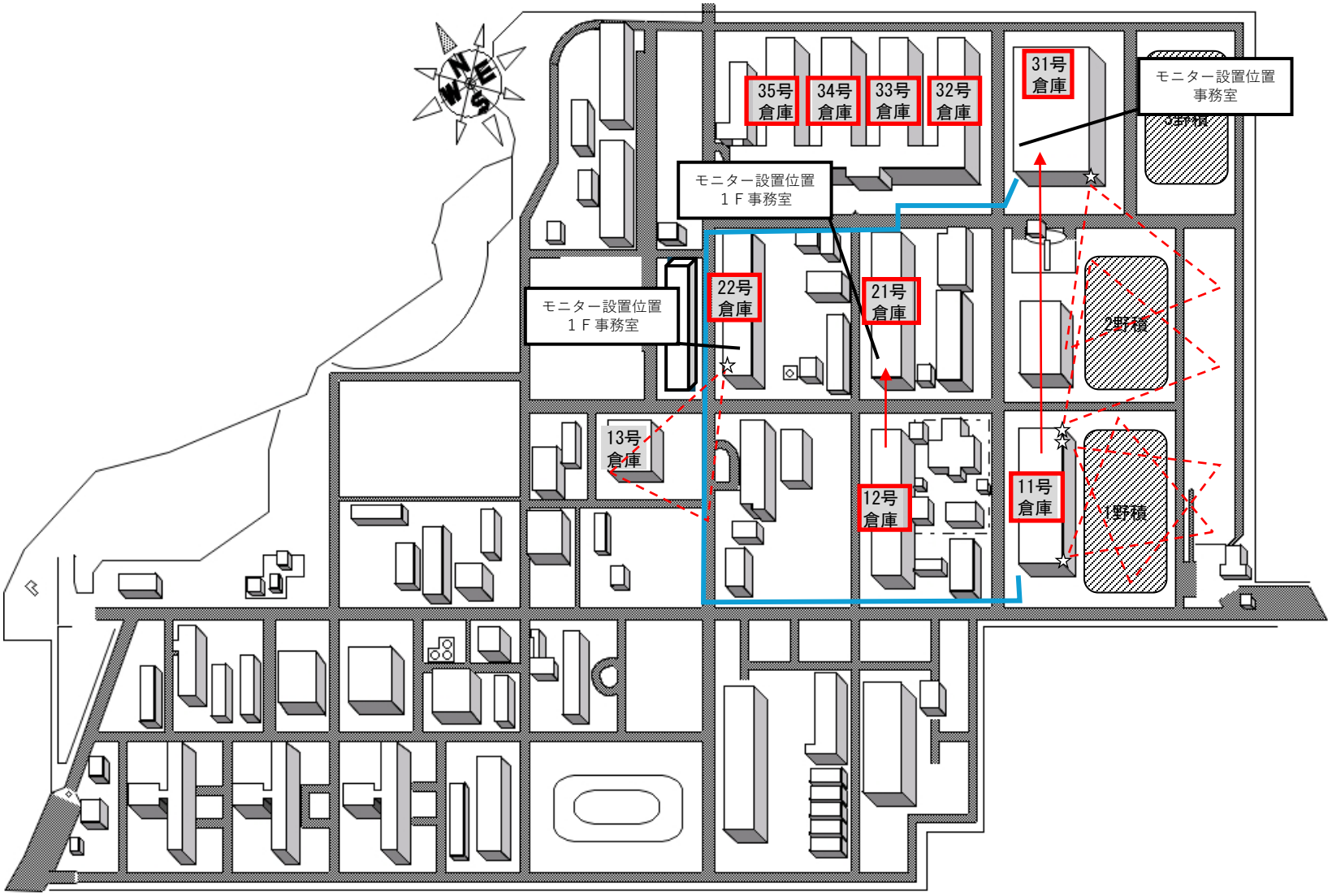
なお、マニフェストの写し提出は検収条件から除外とする。

監視装置配置



凡例 ○：３６０度カメラ　☆：筒形カメラ　△：モニター・レコーダー

駐屯地・屋外監視装置配置図



凡例　O：３６０度カメラ　　☆：筒形カメラ　　－：光ケーブル